

今月の特集

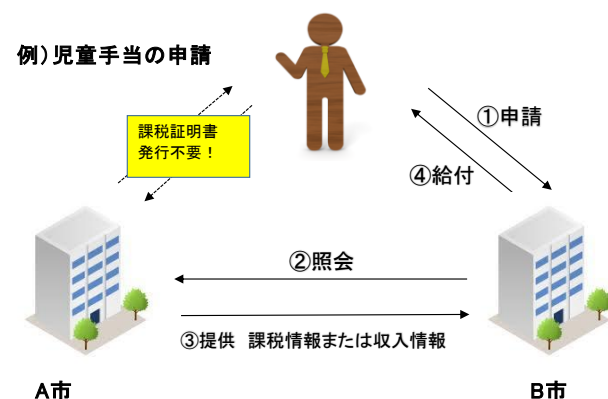


- 1、マイナンバーを用いた「情報連携」が本格始動
- 2、日本年金機構より「マイナンバー等確認リスト」が送付されます
- 3、確定拠出年金制度の改定
- 4、平成29年3月改正雇用保険法等(徴収法、職業安定法含む)のうち平成30年1月施行実施の事項

1、マイナンバーを用いた「情報連携」が本格始動

マイナンバーを用いた「情報連携」が平成29年11月13日から本格的に始まりました。

マイナンバーを用いた情報連携とは、マイナンバー法に基づき、マイナンバーによって個人を特定し、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行うことです。



マイナンバーを用いた情報連携により、個人が各種の行政手続きを行う際、申請書類にマイナンバーを記入することで、これまで必要だった添付書類(住民票の写し、課税証明等)が省略可能になる場合があります。

Q、どのような手続きで添付書類が省略となるの?

A、税や社会保障に関する一部の手続きで添付書類が省略されます。

具体的な手続きについては、内閣府のマイナンバーホームページをご確認ください。

《内閣府 HP より》

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/case/individual/renkei.html>

(個別の事務手続きの際には、各行政機関の案内を必ずご確認ください。)

2、日本年金機構より「マイナンバー等確認リスト」が送付されます

日本年金機構は将来的にマイナンバーを活用して被保険者等の氏名および住所変更の届出の省略や届出の添付書類の省略等をするために、現在被保険者および被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)のマイナンバーを収録・確認する作業を進めています。

しかし、日本年金機構が管理している情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住民票に記載されている情報が相違している等の理由により、日本年金機構ではマイナンバーの確認ができない被保険者および被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)が存在するため、マイナンバーが確認できない被保険者および被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)が在籍する

適用事業所には、平成29年12月中旬以降、順次「マイナンバー等確認リスト」が送付されることとなりました(該当者がいない適用事業所には送付されません)。

なお、平成29年12月20日以降、日本年金機構は「マイナンバー等確認リスト」に関する照会ダイヤルを設置するとしています。



3、確定拠出年金制度の改定(掛金の年単位化)平成30年1月1日施行

これまで確定拠出年金の掛金は、月単位で拠出することとされてきましたが、平成30年1月からは12月から翌年11月までの範囲において、複数月分をまとめて拠出することや、1年間分をまとめて拠出することが可能になります。(納付は1月から12月までの範囲内で行います。)

これにより、ボーナス月にまとめて掛金を納付するなど、加入者のニーズに合った掛金の納付が可能になります!

4、平成29年3月改正雇用保険法等(徴収法、職業安定法含む)のうち平成30年1月施行実施の事項

平成29年3月に雇用保険法等が改正されましたが、そのうち次のものは平成30年1月施行となります。

- ① 専門実践教育訓練給付の給付率を、費用の最大70%に引き上げる。

- ② 45歳未満の離職者に対しては、教育訓練支援給付金の相当額を基本手当の80%に拡充。かつ平成33年まで当該暫定措置を延長。

- ③ 移転費の支給対象に、職業紹介事業者(ハローワークとの連携に適さないものは除く)等の紹介により就職する者を追加する。

- ④ 職業紹介事業者に紹介実績等の情報提供を義務付ける(職業安定法)

- ⑤ 求人者について、虚偽の求人申込みを罰則の対象とする。また、勧告(従わない場合は公表)など指導監督の規定を整備する(職業安定法)

- ⑥ 募集情報等提供事業(求人情報サイト、求人情報誌等)について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針(大臣告示)で定めることとする。同時に、指導監督の規定を整備する(職業安定法)

- ⑦ 求人者、募集者について、採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等に、その内容を求職者に明示することを義務付ける(職業安定法)



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階
Tel: (03) 6831-3310

